

2024年8月28日(No. 525)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・国家秘密保護法実施条例
- ・資本市場における財務偽造に対する総合懲罰・防止業務のさらなる強化に関する意見
- ・産業用ロボット業界規範条件(2024版)
- ・高水準の対外開放サービス及び国外人員の宿泊の利便化に係る若干の措置に関する通知

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

第 34 回(中国メインランド)

日時:2024 年 9 月 19 日(木)

「中国消費者保護規制及びクレーム・紛争の最新動向」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 30 回(中国メインランド)

日時:2024 年 4 月 18 日(木)

「似て非なる中国法 ～中国法務総点検～」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 32 回(中国メインランド)

日時:2024 年 6 月 20 日(木)

「中国会社法改正にかかる実務的影響と対応～改正会社法施行前に押さえておくべきポイント」

講師:スペシャル・カウンセラー 弁護士 尾関 麻帆

上海オフィス顧問 銭 一帆

第 33 回(中国メインランド)

日時:2024 年 7 月 18 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12月 12 日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. 中国法令アップデート(主に 2024 年 7 月 1 日～7 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「国家秘密保護法実施条例」である。中国では、本年 2024 年 2 月に改正された国家秘密保護法が本年 5 月 1 日から施行されているが、本条例は、同法の細則規定である。国家秘密保護法による規制自体は、日本の特定秘密保護法の規制概念に近いものである。中国において、日本企業や現地法人が直接国家秘密に関係することは少ないかもしれないが、例えば、政府機関や国有企業との間で取引があったり、地方政府当局との間で交渉等があり、その過程で国家秘密に接することも可能性としては想定され得る。一方で、中国では、反スパイ法の改正が実施され、「**国家機密**、情報その他の国家の安全又は利益に関わる文書・データ・資料・物品を窃取し・探り・購入し・違法に提供(する)」行為も反スパイ行為とされている。国家秘密保護法及び本条例は、国家秘密(機密)の定義・範囲や内容を定めるものであり、反スパイ法との関連においても、中国における国家秘密がどのようなものであるのかについてイメージを持つておく必要性は高いといえる。

「国家秘密保護法実施条例」及び「国家秘密保護法(2024 年改正)の全訳を作成しておりますので、ご入用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

その他に、「産業用ロボット業界規範条件(2024 版)」は産業用ロボットの製造に関する業界規範(基準)を定めるものであり、法的強制力はないものの、おそらく同規範を満たす企業等に対する優遇措置等を通じて、国内外における産業競争力を高める狙いがあるものと推測される。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

国家秘密保護法実施条例

[ポイント] 中国では、本年 2 月に改正された国家秘密保護法が本年 5 月 1 日から既に施行されている。本条例は、同法の細則規定である。本条例に関しては、司法部から本年 5 月 16 日段階で意見募集稿の草案が公表されていたところ、本年 7 月 22 日に正式公布に至った。

国家秘密保護法は、国家安全保障の観点から、「国家秘密」の管理を厳格化するもので、国家機関および国家秘密に関わる単位を管理主体として秘密保護業務を行わせるという建付けとしている。

法令自体、多数の国家機関の権限等の調整や事務的・手続的な内容が多いので、理解しにくい側面はある。国家秘密保護行政管理部門等が予め定めた国家秘密およびその秘密等級の具体的範囲(「秘密保護事項の範囲」)に従い、実際に国家秘密を生成した各級の国家機関および単位が、秘密等級、秘密保護期間およびこれを知り得る範囲を確定する(=国家秘密の確定手続)、というのが国家秘密保護法で決められた大きなフローである。

本条例のポイントは以下の通りである。

(1) 国家機関及び単位の秘密保護業務上の責任体制を明確化(6 条)

- ✓ 国家機関及び単位の主要責任者が、当該機関等における秘密保護業務の総責任者とされる。
- ✓ 中央国家機関においては、秘密保護作業機関を設置したうえで専門の秘密保護幹部を配属させる。その他の機関等においても、必要に応じて秘密保護作業機関を設置するか、又は秘密保護の専門人材を指定することが義務付けられる。

(2) 秘密保護事項の範囲の内容等

- ✓ 秘密保護事項の範囲には、国家秘密の具体事項の名称、機密等級、秘密保護期間、これを知得範囲および発生等級を明記(12条)
 - ✓ 秘密保護事項の範囲は、状況の変化に応じて適時に調整されるべきことが明記(12条)
 - ✓ 国家秘密の確定を行う権限のある国家機関等は、その業界における秘密保護事項の範囲に基づき、国家秘密事項一覧表を策定し、同級の保密部門(秘密保護行政管理部門)に報告を行う。国家秘密事項一覧表は、秘密保護事項の範囲に基づき適時に修正される(13条)。
- (3) 国家機関及び単位による国家秘密の確定手続を詳細化
- ✓ 国家機関等は、国家秘密の生成と同時に、秘密等級、秘密保護期間等を確定し、相応の秘密保護措置を講じる。国家機関等が国家秘密の確定をする必要がある場面で、国家秘密の確定権限がない事項がある場合、先行して相応の秘密保護措置を講じなければならない等、実務的な観点からの対応が明記された(17条)。
- (4) 秘密保護制度の詳細化
- ✓ 国家秘密保護法では、安全秘密保護製品・秘密保護技術設備の要件や抜き取り検査等が規定されているが、本条例では同製品・設備の製造企業には、継続的な修理管理サービスの提供、セキュリティホール等が発生した際の対応体制の構築を行う義務が追加で規定されている(37条)。
- (5) 秘密関係職員の出国の許可等
- ✓ 秘密関係職員(秘密に関わる業務に従事する職員)が中国から出国する場合、事前に人事・外事上の許可を得なければならない、出国前に秘密保持に関する研修を受ける(52条)
- (6) 国家秘密の漏洩の対応(61条)
- ✓ 国家機関等が国家秘密の漏洩の可能性を発見した場合、直ちに救済措置を講じるとともに、24時間以内に段階的に秘密保護行政管理部門等に報告する。地方各級の秘密保護行政管理部門は、情報漏えいの報告を受けた場合、24時間以内に段階的に(中央の)国家秘密保護行政管理部門に報告する。秘密保護行政管理部門は、公民の秘密保護違反が疑われる端緒についての通報を受理するものとし、通報者の合法的権益を保護する。

[原文] [保守国家秘密法实施条例](#) (国令第786号)

[公布/公表機関] 國務院(国务院)

2024年7月22日公布、2024年9月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

<金融>

資本市場における財務偽造に対する総合懲罰・防止業務のさらなる強化に関する意見

[ポイント] 証券監督管理委員会(以下「証監会」という)等の六つの政府機関は、2024年7月5日に資本市場における財務偽造(例えば、詐欺による証券の発行、規則違反の開示、重要な情報の不開示、虚偽の証明書類の提供、証明書類の発行による重大な不実行等を含むもの)に対する総合懲罰・防止業務のさらなる強化に関する意見(以下「本意見」という)を公布した。本意見の公布に伴う記者会見において、証監会のスポークスマンは、本意見の公布の背景につき以下の通り説明を行った。証監会は、2021年から2023年までの間に上場企業の情報開示違法事件を397件処理し、そのうち203件は財務偽造事件であった。かかる事件の法執行の強化に際し、財務偽造の取締りと防止は、新しい局面と問題に直面していると言える。具体的には言及されていないものの、本年3月に、中国恒大集団が、中国証券監督管理委員会から計5640億元(約11兆7000億円)の売上高の虚偽記載などで罰金約41億7500万元(約870億円)の処分を科された事案等が本意見の背景にあると推測されている。本意見の主な内容は、以下のとおりである。

1. 重点分野の財務偽造を徹底的に取り締まる。例えば、詐欺による株式・債券の発行、虚偽情報の開示、調達資金の流用、債務逃れなどの行為を厳格に処罰し、組織的な偽造と第三者の協力による偽造を厳格に取り締まり、会計政策の悪用による偽造に対する監督管理を強化する。

2. 証券監督管理に関する法執行体制のメカニズムを最適化する。端緒発見のメカニズムを整備し、科学技術手段を利用して、法により国家金融信用情報基礎データベースを照会し、様々なルートから財務偽造を識別する。証券の法執行機関と司法機関との情報共有、案件処理等の協力を強化し、重要案件の調査・処分の効率を高める。

3. 責任追及を強化する。上場企業の監督管理条例を早期に制定し、行政責任の追及を強化する。背任による上場企業の利益損害罪の司法解釈の公布を進め、偽造犯罪協力者の刑事責任を強化する。民事責任追及のメカニズムを整備し、登記、訴訟、執行などの手続きの簡素化を進める。

[原文] 关于进一步做好资本市场财务造假综合惩防工作的意见（国办发〔2024〕34号）

[公布／公表機関] 國務院弁公庁（国务院办公厅）

2024年7月5日公布、同日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李 加弟

<経済諸法>

産業用ロボット業界規範条件(2024版)

[ポイント] 中国工業情報化部は、2024年7月30日に「産業用ロボット業界規範条件(2024版)」(以下「本規範条件」という。)を公表した。産業用ロボットとは、「自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレーターであり、3軸以上でプログラム可能で、1か所に固定してまたは運動機能をもって産業自動化の用途に用いられるロボット」であり、自動車組み立てに使用されるロボットアーム等が含まれる。中国の『「十四五(2021~25年)』ロボット産業発展計画』において、ロボット産業の営業収入の年成長率20%を目指す等、中国における産業能力を発展させるためにロボット技術の革新と普及が注目されていることがわかる。国際ロボット連盟のデータによれば、中国の産業用ロボット密度(労働者人口1万人あたりの導入台数)は2015年の49台から2022年の392台と、7年で約7倍増加している。

本規範条件は2016年の旧規範条件に置き換わるものである。旧規範条件と同様に、本規範条件自体は産業用ロボット生産に係る企業に対し法的強制力はない。しかし、本規範条件に適合し、工業情報化部へ申請することにより適合した旨が公式ウェブサイト等を通じて公告されるものとされている。

そのためには、下記を含む基準を満たす必要がある:

1. **財政状態**: 過去3年間、主要部品製造企業である場合、年間平均営業収入が3000万人民币元以上、本体製造企業である場合、年間平均営業収入が5000万人民币元以上、統合応用企業である場合、年間平均営業収入が1亿人民币元以上であること(本規範条件8項)。
2. **技術能力**: 産業用ロボット関連の業務開始から3年以上であり(本規範条件3項)、製品が国家標準に準じていること(本規範条件16項)。
3. **研究開発**: 毎年の研究開発費用が営業収入の3%-5%以上であり(本規範条件9項)、研究開発に従事している従業員が全体の10%を下回らないこと(本規範条件19項)。
4. **法令順守**: 生産安全、環境保護、データ安全、労働などに関する法令を遵守していること(本規範条件23-26項)。

以上のことから、本規範条件の目的は中国本土の産業用ロボット企業の信頼性とブランド力を高め、国内外における中国の産業用ロボット企業による市場シェアを拡大させることであると推測できる。

[原文] 工业机器人行业规范条件(2024版)（工业和信息化部公告2024年第20号）

[公布／公表機関] 工業情報化部（工业和信息化部）

2024年7月30日公布、2024年8月1日施行

<社会法>

高水準の対外開放サービス及び国外人員の宿泊の利便化に係る若干の措置に関する通知

[ポイント] 本通知は、国際交流協力を強化し、中国に入国して観光、就業、生活等を行う国外の人員の宿泊サービス、法に基づく外国人の合法的な権益の保障のために、商務部等の7部門により共同で公布された通知であり、外国人観光客の増加を狙うための施策の一つであると考えられる。本通知においては、以下の点について言及されている。

- ① 法に基づく公正な事業: 宿泊業経営者が外国人の宿泊受入れを制限すること、外国人の宿泊受入れを行わないことに関する情報を対外的に示すことを禁止する。関連部門は、自らの職責に基づき、共同で市場整備を強化し、当地の宿泊業経営者及びインターネット運営プラットフォームが規定に違反して外国人の宿泊を制限している問題を調査し、かつ速やかに是正を求めなければならない。
- ② 接客能力の向上: 宿泊業経営者が受付スタッフの研修を実施し、サービス能力を向上させることを支援する。一定の外国語能力を有する受付スタッフ又は人工知能翻訳設備等の利便化サービス施設・設備を配置することを奨励する。
- ③ 業界の自律強化: 各関連部門は、業界の役割を十分に発揮させ、業界の自律を強化し、宿泊業経営者が平等、公平、信義誠実経営の原則を堅持し、経営行為が法律法規及び消費者権益保護規範に合致することを確保することを促す。
- ④ プラットフォームの役割の発揮: ネットワーク運営プラットフォームが外国語版アプリケーションを最適化するように指導し、外国人による製品やサービスのダウンロード、登録、予約などの全プロセスのサービス体験を向上させる。ネットワーク運営プラットフォームの責任を強化し、店舗事業者に対する情報発表の審査・チェックを強化する。
- ⑤ 登記管理の改善: 宿泊業経営者の外国人の宿泊登記に対する管理サービス業務をさらに最適化し、情報収集項目を簡素化し、登記報告・送付方式を拡大し、外国人の宿泊登記に対する指導・研修をさらに強化し、宿泊業経営者が迅速に宿泊登記を行えるよう便宜を図る。
- ⑥ サービスルートの円滑化: 外国人のコミュニケーションサービスルートを整備し、空港、鉄道駅などの場所において中国語、英語又はその他の主要言語の標識の整備、問い合わせサービスの提供し、外国人の宿泊事前案内サービスを展開することを奨励する。
- ⑦ 支払利便性の向上: 国外の銀行カードの受理環境を最適化し、条件の整った地域が宿泊等の分野における国外銀行カード受理設備のソフトウェア・ハードウェア改造の推進を加速することを支援し、国外の銀行カードと国外のEウォレットの対応店舗を積極的に拡大し、銀行カード読取端末の設置率を向上させる。宿泊業経営者が現金を受け取ることができることを公に表示し、小銭を準備しておくよう指導し、現金の使用ニーズを満たす。外国人が比較的多く宿泊するホテルには外貨両替機構と施設を増設し、両替できる外貨通貨の種類を増やすことを支援する。宿泊業と密接に関連するネットワーク運営プラットフォームを支援し、外国人がオンラインで購入する製品とサービスの決済体験を最適化し、モバイル決済サービスを継続的に改善し、向上させる。
- ⑧ 友好な雰囲気構築: 各地方、各関連部門は緊密に連携し、当地の宿泊業経営者が関連政策を学ぶよう積極的に誘導し、サービス水準を向上させなければならない。各地方、各関連部門は認識をさらに高め、自身の職能と結びつけて外国人が宿泊中に遭遇する実務上の困難を自発的に理解し、適時に解決し、外国人により便利で友好的な宿泊環境を提供し、国際交流と協力を全面的に推進し、サービスの高レベルの開放と質の高い発展を行う。

[原文] [关于服务高水平对外开放便利境外人员住宿若干措施的通知](#) (商服贸函(2024)324号)

[公布／公表機関] 商務部、国家インターネット情報弁公室、公安部、文化観光部、中国人民銀行、国家移民局、国家外貨管理局（商务部、国家互联网信息办公室、公安部、文化和旅游部、中国人民银行、国家移民局、国家外汇管理局）

2024年7月25日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山 剛史

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com